

18-09-04

全県連盟宛 H17-61 号 (総)

平成18年 9月 7日

ボーイスカウト都道府県連盟

理 事 長 各 位

県連盟コミッショナー 各 位

財団法人ボーイスカウト日本連盟

教育本部コミッショナー 伊 藤 智 是

(公印省略)

刃物類の取扱いに関して (緊急通達)

去る9月4日午後、小学6年生の児童が同級生をナイフで刺すという事件が発生しました。このことはマスコミを通じて全国に報道されましたので既にご承知のことと存じますが、その後の調べで加害者である児童がボーイスカウトの加盟員であることが判明しました。スカウトがナイフを使って人を傷つけたと聞いて驚愕するとともに大変遺憾に思うところであります。

まずもって、被害を受けた児童に対し心からお見舞いを申し上げます。

昨今、青少年が話題となる痛ましい報道が続く中で、スカウト教育のより一層の重要性を認識していましたが、そのさなかに今回の事件を聞き及びました。長年にわたり全国各地で地道にスカウト教育に携わっている多くの関係各位のご努力を思いますと誠に申し上げるべき言葉もありません。しかし私たちは本件を、あつてはならない貴重な事実として真摯に受けとめるとともに、心を新たにして、スカウト教育を通じて心身ともに健全な青少年の育成を図ってまいりたいと存じます。

より一層のご協力並びに関係者へのご指導をお願い申し上げます。

なお、日頃よりスカウト活動における刃物の取扱いにつきましては、「夏季の諸活動に向けて」(注：平成18年6月16日付発信。ホームページにも掲載)の文書をはじめ、指導者訓練の場などを通し安全対策面につきお願いをしておりますが、今一度、刃物類の取扱い、特に所持と携帯について、別紙「刃物類の取扱いについて留意すべき事項」をもとに管理と指導に万全の処置を講じられるよう、貴連盟内の各指導者を通してスカウト・保護者各位に周知・ご指導いただきたくお願いいたします。

参考：「夏季の諸活動に向けて」の文書は日本連盟ホームページの、「トピックス」→「その他各種事業の話題」→「コミッショナーハンドブック(資料編)」→「安全」からご覧いただけます。

全県連盟宛 H18-5033 号 (総)

平成 1 8 年 6 月 1 6 日

ボーイスカウト都道府県連盟

理 事 長 各 位

県連盟コミッショナー 各 位

財団法人ボーイスカウト日本連盟

教育本部コミッショナー 伊 藤 智 是

(公 印 省 略)

夏季の諸活動に向けて

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、本連盟の諸事業、各種プログラムにご理解、ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、貴連盟及び傘下の各隊・各団・各地区においては、夏休みに向けて夏季の諸活動の準備が進められていることと思います。

つきましては、スカウト活動における安全等について、下記のとおり留意事項をご通知申し上げますので、貴連盟指導者各位に周知下さるようお願い申し上げます。

また、今後ともあらゆる会合などの機会をとらえて、繰り返し安全意識の喚起と各部門の安全態勢を強化され、事故防止に対する万全の措置を講じられるよう、また併せてスカウト、指導者一人ひとりが個人としても健康管理を含めて安全等について自分で責任をもつ心構えの醸成にご協力いただくようお願いいたします。

敬具

記

1 . 安全について

スカウト活動における安全については、別紙を参照の上、野外プログラム、特に水のプログラムにおいては危険予知を含めて、十分な配慮をした上での実施をお願いいたします。

近年、青少年による様々な事件が頻発している現況を鑑み、「ナイフ等の刃物」の携行や使用の機会が平常より多くなる夏季のスカウト活動にあたっては勿論のこと、日常生活において使用されるカッターナイフ等のことも含めて別紙をご参照のうえ**各隊指導者各位に徹底していただくよう**お願いいたします。

また、これから真夏に向けて、熱中症やO - 157などの食中毒の発生が予測されますが、夏季の野外プログラムの実施にあたって、その予防に十分な対策を講じられるよう、指導者各位に注意を喚起するよう、併せてお願いいたします。

2 . 飲酒・喫煙について

スカウト活動中の飲酒・喫煙はスカウト達に与える影響を考える時、厳につつしむべき事です。指導者等の、スカウトとの活動中における「飲酒の自粛」については、県連盟コミッショナー会議、教育本部会議などの様々な機会を通じてすでに要請され、徹底されつつあると思いますが、夏季の諸活動においてもスカウトと共に活動する際にあたって、**飲酒しない**ことを改めて強く要請します。

併せて、**喫煙をする者についてはスカウトの前で喫煙しない**よう、各位に周知徹底していただくようお願いいたします。

3 . 指導者の安全対策について

昨年より運用を開始いたしました傷害共済制度においては、事故発生件数（441件）に占める指導者の割合が20%と非常に高い発生率となっております。スカウトの安全に加え指導者自らも事故を起こさない様、自己管理を徹底するようお願いいたします。

以上

この件についての問い合わせ先

事務局 総務グループ

0422 - 31 - 5161

刃物類(ナイフを含む)の取扱いについて留意すべき事項

1. 安全上(使用上)の注意

- (1) 刃物は用途に適合した安全な使い方をする。
- (2) カブスカウトの工作等で使用するカッターナイフや小刀等についても同様の取扱いとする。
- (3) 使用上の諸注意については、スカウトのハンドブックやリーダーハンドブックを十分参考にしして行う。
- (4) 自分以上に他の人への安全について十分な気配りをする。
- (5) 刃物の受け渡しについては、安全上の確認を行う。
- (6) 使用後は、サヤやケースのあるものは、その中に収納し、保管する。
- (7) 個人の物は、各人が責任をもって保管・管理し、班の備品となるものは班長のもと備品管理担当者を決め、保管または管理する(所持許可証の例を参照)。
- (8) 指導者訓練などの機会を通して、その指導の徹底をはかる。

2. 刃物の購入及び販売

- (1) スカウト活動上に必要な刃物(ナイフ・オノ・ナタ等)は、県連盟需品部(スカウトショップ)・日本連盟スカウト用品グループで購入することを原則とする。
- (2) 本人の技術・技能・能力を超えた機能があるものは購入しない(機能、刃の長さ等)。
- (3) 購入にあたっては、保護者及び指導者が関与する。
- (4) 販売にあたっては、加盟登録証の提示及び、団(隊)、氏名、住所などを記録として保管することとする。
- (5) その際、保護者、指導者の承認を確認する。

3. 刃物の所持

- (1) 銃刀法、軽犯罪法、青少年の保護育成条例等に基づく基準を超える物は所持しない。
- (2) 今後、上記の法律による規則や改正については指導者は十分な知識を持ち、スカウトや保護者に対して指導を行う。
- (3) 指導者訓練などの機会を通して、主旨を徹底する。

4. 刃物の携帯

- (1) スカウト活動のため(刃物を必要とする活動の場合のみ)であれば、県連盟需品部(スカウトショップ)等で販売されているナイフ・ナタ・オノは携帯することができるが、スカウト活動以外のときは携帯しない。
- (2) 個人で所有している刃物は、学校等へは携帯しない。
- (3) スカウト活動で刃物を携帯するときは、リュックサックまたはハバザックなどに安全を確認して納める(飛行機を利用するときは、機内への持ち込みとはせず、別に預けるものとする)。

5. その他

- (1) 刃物の所持と携帯等については、別紙：ボーイスカウト大阪連盟発行“野外活動の安全Q & A”の 刃物の携帯と銃刀法 を参照して適切な対応に心掛けてください。
- (2) 都道府県単位での“青少年保護育成条例”“青少年健全育成条例”等は、その条例内容に差異があり、特に「有害がん具」としての取扱いに相異が生じますので、各都道府県連盟において十分な対応をお願いします。

ナイフとオノ




所持許可証

団 隊 氏 名 _____

あなたはボーイスカウト活動における野外道具の正しい取扱い方を習得し、その安全な使用と保管に充分責任がもてますので、スカウト活動をする時に限りナイフとオノの所持を許可します。

年 月 日

日本ボーイスカウト 沖縄県連盟
署名 _____ 役職 _____



(おもて)

私 の 責 任

1. 私はナイフやオノを遊び道具にしません。
2. 私は刃物の安全な取扱いに関する規則を守ります。
3. 私は公共物や他人の所有物はもちろん、立木などの自然物を大事にし、むやみに傷を付けたりしません。
4. 私は常に他の人々の模範となるように行います。
5. 私は上記の責任を果せない場合はこの許可証を取り上げられることを知っています。

日本ボーイスカウト 沖縄県連盟

(うら)

46、刃物の携帯と銃刀法

Q 刃物を所持、携帯については、法律上の規制がありますが、どのような刃物につき、どのような規制があるのか説明して下さい。

ポイント

- * スカウト活動に必要な場合は携帯してよい。

A 1、(規制)

刃物の所持携帯については、銃砲刀剣類所持等取締法と、軽犯罪法という法律により規制がなされています。法律は「所持」することと「携帯」することを区別して規制しています。

スカウト活動で使用するナタ、斧、ナイフは刀剣類には該当しませんので、ナタ類を「所持」することは禁止されていません。

ナタ、斧、ナイフを業務その他正当な理由なく「携帯」することは禁止されています。しかし「スカウト活動のため」携帯することは正当な理由にあたりますので「スカウト活動のため」携帯することは認められています。

「スカウト活動のため」というのは、刃物を必要とする訓練、活動の場合を指します。刃物を必要としない活動の場合は携帯してはいけません。

携帯が認められる場合でも刃物を使用する場所への往復途上では、刃物は必ずザックあるいはリュックサックにしまい、刃物がおもてにあらわれないようにします。

2、(よりくわしく)

(1) 自由に携帯できる刃物

刃体の長さが6 cm をこえる刃物は、業務その他正当な理由による場合を除いては携帯してはならない。政令で定める種類、又は形のものについては、この限りでないとされています(銃砲刀剣類所持取締法22条)。

これを整理しますと、次の刃物は正当事由がなくとも事由に携帯することが認められています。

- ① 刃体の長さが6 cm 以下の刃物は正当な理由がなくとも自由に携帯で

きます。ただし、飛び出しナイフは例外で、禁止されています。

- ② 刃体の長さが6 cm をこえる刃物でも、次のものは正当な理由がなくとも携帯できます。

イ、ハサミ

刃体の長さが8 cm 以下のものは携帯できる。

刃体の長さが8 cm を超え、その先端部が著しく鋭く、かつ刃が鋭

利なハサミは禁止。

ロ、果物ナイフ

刃体の長さが8 cm 以下で、刃体の厚みが0.15 cm 内で刃体の先端が

丸みを帯びたものは携帯可。

ハ、折りたたみ式ナイフ

刃体の長さが8 cm 以下のものは携帯できる。

8 cm を超えるときは刃体の幅は1.5 cm 以内で、刃体の厚さが0.25 cm 以内、かつ開いた刃体をさやに固定させる装置を有しないものは携帯してよい。

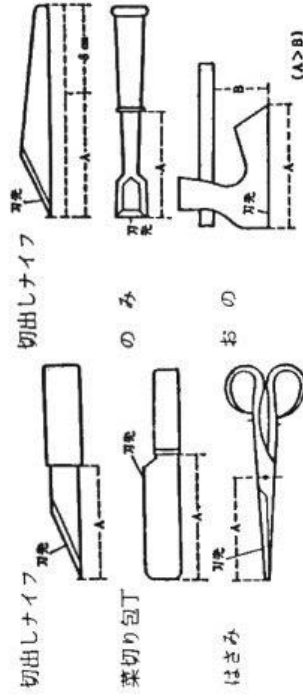
ニ、切出しナイフ

刃体の長さが7 cm 以下で刃体の幅が2 cm 以下、かつ刃体の厚みが0.2 cm 以下は携帯してよい。

各図の A の部分を刃体とします。

(2) 刃体の長さの定義

各図の A の部分を刃体とします。



3、「携帯」の意味は、日常生活を営む自宅以外の場所で手に持つか、又は身体に帯びるなど、直ちにこれを使用しうる状態で携えていることをいいます。